

議会運営委員会先進地視察研修報告書

- 期 日 平成31年1月22日（火）、23日（水）
- 視 察 先 三重県伊勢市、亀山市
- 参 加 者 委員8名、議長、随員2名 合計11名
- 視察概要

【三重県伊勢市】

- 人 口 126,573人
- 面 積 208.35km²
- 視察事項 伊勢市議会の議会運営について

1 伊勢市議会の概要

- (1) 議員数 条例定数：26人 現員数：26人
- (2) 会派数 8会派
- (3) 常任委員会数 3委員会（総務政策、教育民生、産業建設）
- (4) 特別委員会数 3委員会（予算、決算、議会のあり方調査）

2 視察内容

(1) 議会のあり方調査特別委員会について

平成28年7月に議会改革特別委員会を発展的に解消し、新たに市民に開かれた議会のあり方についての調査を行うため、議長を除く25名の議員をもって構成する「議会のあり方調査特別委員会」が設置された。

この特別委員会では、条例等検討分科会、広報検討分科会及び広聴検討分科会の3つの分科会を設けて専門的に協議、検討が行われている。

(これまでに実施された議会運営に関する主な取り組み)

(ア) 一般質問の通告時期の見直し

- ・ 通告書の提出期間は、招集告示日の議会運営委員会終了後から、開会日の翌々日の正午までとした。

(イ) 本会議でのパネル資料についてのルール化

(ウ) 質疑、一般質問に対する市長等の反問権の導入

(エ) 委員会における議員間の自由討議の実施

(オ) 質疑、一般質問の発言通告のあり方の見直し

- ・ 発言通告書の内容を具体的に記載することとし、通告後の執行部との調整については、通告内容の確認に届けることを徹底した。

(カ) 議会基本条例、議会政治倫理条例の制定（平成29年10月1日施行）

(2) 予算・決算特別委員会について

(ア) 審査の方法 ※平成28年9月から分科会方式に変更

- ・ 条例等検討分科会で協議され議会運営委員会で決定した。

(イ) 予算特別委員会

- ・ 3月定例会で予算特別委員会が設置され、各分科会へ審査を付託する。
- ・ 審査日数は概ね6日間であり、会期中に審査結果を報告する。

(ウ) 決算特別委員会

- ・ 3月定例会で予算特別委員会が設置され、各分科会へ審査を付託する。
- ・ 審査日数は概ね6日間であり、会期中に審査結果を報告する。

(エ) 補正予算の審査方法

- ・ 一般会計の歳入については総務政策委員会に、歳出はそれぞれ所管の常任委員会に分割して審査する。
- ・ 特別会計及び企業会計は、所管の常任委員会に審査付託する。

☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

・ 予算・決算特別委員会については、これから取り組む課題であるため、イメージがつかめず理解しづらかった。今後さらに議論を深め、より良い審査方法となるよう研究していきたい。

・ 伊勢市議会では、「議会のあり方調査特別委員会」を設置し、3つの分科会を設け、広報広聴機能の充実や政策立案及び政策提言できるよう積極的に取り組んでいる様子が伺えた。特に、市民に向けた議会アンケート調査では、市民の議会に対する意識等を把握し、今後の市議会活動に反映させるための有効な手段であると感じた。

【三重県亀山市】

- 人口 49,642人
- 面積 191.04 km²
- 視察事項 亀山市議会の議会運営について

1 亀山市議会の概要

- (1) 議員数 条例定数：18人 現員数：18人
- (2) 会派数 5会派
- (3) 常任委員会数 4委員会 (総務、教育民生、産業建設、予算決算)
- (4) 特別委員会数 1委員会 (亀山駅周辺整備事業)

2 視察内容

(1) 議会改革推進会議の取り組みについて

平成22年8月に施行した議会基本条例の中で、継続的に議会改革を推進するため、全議員で構成する「議会改革推進会議」を設置した。(会長：議長)

また、その補助機関として「議会改革推進会議検討部会」が設置され、議会基本条例の各条文ごとに抽出した検討課題について継続的に協議がされている。

予め抽出した検討課題について取り組む時期をランク付けするなど、優先順位を決めながら検討部会で協議を進め、最終的に推進会議の全会一致をもって決定している。

検討手法として、検討課題ごとにカルテを作成しており、1. 関連条文、2. 検討内容、3. 現状分析、4. 議論する内容、5. 対応内容、6. 検討経過など、誰が見ても一目で進捗状況が分かるような取り組みがされている。

(これまで取り組んできた主な事例)

- ・ 議員定数
- ・ 予算決算委員会のロビー放映
- ・ 議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載
- ・ 亀山市議会 議会改革白書の作成及びホームページへの掲載
- ・ 市民アンケートについて
- ・ 新たな議決項目の必要性について
- ・ 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について など

(2) 予算決算常任委員会について

(ア) 設置に至る背景

・総合計画の基本構想については、地方自治法の規定による議決事件として位置づけられていたが、議会基本条例制定後、基本構想に加え、基本計画について議決事件として加えた。

このような中、平成24年3月に第1次総合計画の後期基本計画が議案として提出されたが、その基本計画の審査を行う委員会が決定されていなかったため、「審査機関をどうしたらよいか」というところが、予算決算委員会を設置する議論のきっかけとなった。

(イ) 審査する議案

・予算議案、決算議案、基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案

(ウ) 委員会の構成

・議長を除く全議員で構成

(エ) 分科会の設置

・総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会

(オ) 審査方法

- ・委員会における審査「全体審査」で行う。
- ・全体審査は議案説明後、総括質疑、個別質疑の順に質疑を行い、委員間の自由討議及び討論を経て表決を採る。
- ・各会計の補正予算の審査は、委員会にから各分科会へ分担し、各分科会で審査を実施する。
- ・審査終了後、各分科会長は、審査経過報告書を作成し委員会で報告する。
- ・委員会で各分科会長報告に対する質疑、委員間の自由討議及び討論を経て、表決を採る。ただし、質疑については、各分科会長から報告があった部分のみとし、議案の内容には及ばない。

(3) 委員会設置のメリットについて

- ・予算特別委員会と決算特別委員会を一本化することにより、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。
- ・議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。
- ・従来の常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の所管事項しか審査することができなかったが、分科会による審査後、全体審査を行うことにより、他の委員会の所管事項についても全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

・議会改革については、議会基本条例の条文に照らし合わせ検討課題を抽出し、優先順位を決めながら完了、着手中、未着手などの区分分けを行い、継続的に検討が行われている。

その中で、検討課題ごとに「カルテ」が作成されており、関連条文や検討内容、現状分析、対応内容、決定事項等が経過を含めて記載されており、誰が見ても一目で分かるよう整理されている。本市においてもこのような取り組みの必要性を感じた。

・地元のケーブルテレビで、定例会ごとにダイジェスト番組「こんにちは！市議会です」を放映しており、その内容を見せていただいたが、映像や写真などが多く使用され、非常に分かりやすく良くまとめられていた。この番組が、市民に対する議会報告の重要な位置づけになっていると感じた。

・議会改革の特徴として、「こんにちは！市議会です」があげられる。視聴者数は不明との説明であったが、視聴した人は、定例会の流れが簡単に理解できるものとなっている。自信をもって議会改革を進めている印象を受けた。